

植民地植物園が巨大化した理由はいくつか考えることができる。①熱帯・亜熱帯地域の植生のゆたかさ。②植物の有用性が、薬種から食用・原料用などいちじるしく拡大したこと。③各国における庭園建設熱の流行によって経済植物でない観賞用植物への関心の拡大。④以上のすべてにおいて国家間の競争がつよく意識されたこと。⑤競争とは逆に、科学としての植物学の普及によって、植物学者間の協力、協働が見られたこと。こうした理由の多くが複合することによって、植民地植物園は大規模化し（あるいは機能に特化し）、特有の性格を獲得することになった。その意味で、上記のバンブルムース植物園は典型といえるが、他の植民地植物園にもその性格は共通する。多くの植民地植物園が種苗の育成を重要な機能とした。植民地において入植活動が行われる場合、初発において開拓を行う入植者に種苗を提供するための公的な施設が必要となる。一七三〇年代に行われたイギリスによる北米ジョージア植民では最初の入植地サヴァンナに public garden と呼ばれる農業施設が設置され、ヨーロッパから輸送された植物の種苗が育成されたほか、

可能性のある植物を採集する目的で中米地域に植物学者が派遣された。public garden は、その後、養蚕を奨励するための桑の木栽培が行われた後、廃止された。一八世紀末に行われたオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ入植では、総督アーサー・フィリップが、途中ブラジルやケープ植民地で収集した経済植物を総督邸の庭園で試験栽培し、また食用の作物の種苗を育成するために、government farm を設置した。この位置に一九世紀に入ってシドニー植物園が作られる。一八四〇年代にフランスから多くの種類のブドウが導入され、オーストラリアの気候に適する種の選別試験が行われたのは、シドニー植物園内においてであった。

種苗育成のための植物園という性格が最も端的に表れたのが、インドに染料の原料となるコチニール・カイガラムシが着生するウチワサビテを導入するためのマドラスの Nooitje であり、またカルカタ、マドラスとはほぼ時期を同じくして、大西洋の東インド会社船の寄港地であったセント・ヘレナ島の植物園も、中米・南米からのカイガラムシの生体の中継地として、マドラ

スからウチワサビテンが移植された。こうした「海の植物園」は、帝国領土内での植物の交換と増殖を目的とするネットワーク・システムとして考える必要がある。

二〇一四年度

史学研究会大会・総会の記録

史学研究会の二〇一四年度大会・総会は、一月二日（日）一三時から一七時半まで、京都大学文学部第三講義室において開催された。

総会では、永井和理事長による挨拶の後、飯塚一幸氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がなされた。

庶務（久保一之常務理事）からは、役員交代、その他について報告があり、来年度の例会は四月十八日（土曜日）に「家族」をテーマとして開催することが案内された。

編集（吉川真司常務理事）からは、『史林』の刊行について報告があった。

会計（上島亨常務理事）からは、二〇一三年度予算の紹介、その他の報告があった。広報（永原陽子常務理事）からは、広報

関係について報告があつた。

これに引き続き、公開講演が行われた。講演は次の二本であつた。

小島 道裕氏

「洛中洛外図屏風をめぐるいくつかの論点——中世から近世へ——」

川島 昭夫氏

「海の植物園——セント・ヘレナ、モリシヤス、マドラス——」

講演者紹介と司会は、それぞれ上島享理事と金澤周作評議員がつとめた。講演内容は本号に掲載されているので参照されたい。本年は休日開催に加えて悪天候でもあつたが、一〇〇名近い参加者を得ることができた。

公開講演のち、吉井秀夫理事が閉会の辞を述べ、引き続き文学部第二講義室にて懇親会を開催した。

(文責 久保一之)

史学研究会会則

(二〇一〇年十一月二日改正)

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が

集まり、史学・地理学・考古学に関する研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1. 総会・大会・例会等の会合

2. 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内
(内常務理事四名)、監事二名、評議員

四〇名以上六〇名以内、委員若干名

第六条 役員は理事会及び評議員会によつて選出され、総会の承認を受けるものと

する。理事長は本会を代表し、会務を統括し、会員総会、理事会及び評議員会を

招集する。理事は理事会を構成し、会務を処理する。とくに常務理事は、庶務・

編集・会計・広報の各事務を担当する。監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より囑託され、編集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員の任期は、委員(任期一年)を除き、二年とする。但し、再任をさまたげない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同する者をもって会員とする。会員は次の

2種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、かつこれに投稿し、また総会に参加することが出来る。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することが出来る。また、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時

(2) 会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前納するものとする。会費の納入を二年分怠った時、雑誌の送付を停止される。さらに一年間会費の納入を行わない場合、

会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還しない。ただし一年分を超えて前納している場合には、一年分を超える部分を返還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適宜例会を開く。会場等はその度にこれを定める。

第十五条 毎年秋季において総会を開き、